

健発0222第2号  
平成25年2月22日

都道府県知事  
各 政令市市長 殿  
特別区区长

厚生労働省健康局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第38号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、公布の日から起算して10日を経過した日（平成25年3月4日）から施行されるところであるが、その改正の概要等は下記のとおりであり、貴職におかれましては、内容を十分御了知の上、関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 政令の概要

#### (1) 四類感染症の指定

重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）を四類感染症に指定すること。（第1条関係）

#### (2) 三種病原体等の指定

フレボウイルス属SFTSウイルスを三種病原体等に指定すること。（第2条関係）

### 2 施行期日

平成25年3月4日

### 3 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について別添（新旧表）のとおり改める。

この実施要綱の改正は、平成25年3月4日から施行する。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 一類感染症 (略)</p> <p>二類感染症 (略)</p> <p>三類感染症 (略)</p> <p>四類感染症 (18) E 型肝炎、(19) ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)、(20) A 型肝炎、(21) エキノコックス症、(22) 黄熱、(23) オウム病、(24) オムスク出血熱、(25) 回帰熱、(26) キャサナル森林病、(27) Q 熱、(28) 狂犬病、(29) コクシジオイデス症、(30) サル痘、(31) 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属 S F T S ウイルスであるものに限る。)、(32) 腎症候性出血熱、(33) 西部ウマ脳炎、(34) ダニ媒介脳炎、(35) 炭疽、(36) チクングニア熱、(37) つつが虫病、(38) デング熱、(39) 東部ウマ脳炎、(40) 鳥インフルエンザ (H 5 N 1 を除く)、(41) ニパウイルス感染症、(42) 日本紅斑熱、(43) 日本脳炎、(44) ハンタウイルス肺症候群、(45) B ウイルス病、(46) 鼻疽、(47) ブルセラ病、(48) ベネズエラウマ脳炎、(49) ヘンドラウイルス感染症、(50) 発しんチフス、(51) ボツリヌス症、(52) マラリア、(53) 野兔病、(54) ライム病、(55) リッサウイルス感染症、(56) リフトバレー熱、(57) 類鼻疽、(58) レジオネラ症、(59) レプトスピラ症、(60) ロッキー山紅斑熱</p> <p>五類感染症 (全数) (61) アメーバ赤痢、(62) ウイルス性肝炎 (E 型肝炎及び A 型</p>	<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 対象感染症 本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。</p> <p>1 全数把握の対象 一類感染症 (略)</p> <p>二類感染症 (略)</p> <p>三類感染症 (略)</p> <p>四類感染症 (18) E 型肝炎、(19) ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)、(20) A 型肝炎、(21) エキノコックス症、(22) 黄熱、(23) オウム病、(24) オムスク出血熱、(25) 回帰熱、(26) キャサナル森林病、(27) Q 熱、(28) 狂犬病、(29) コクシジオイデス症、(30) サル痘、(31) 腎症候性出血熱、(32) 西部ウマ脳炎、(33) ダニ媒介脳炎、(34) 炭疽、(35) チクングニア熱、(36) つつが虫病、(37) デング熱、(38) 東部ウマ脳炎、(39) 鳥インフルエンザ (H 5 N 1 を除く)、(40) ニパウイルス感染症、(41) 日本紅斑熱、(42) 日本脳炎、(43) ハンタウイルス肺症候群、(44) B ウイルス病、(45) 鼻疽、(46) ブルセラ病、(47) ベネズエラウマ脳炎、(48) ヘンドラウイルス感染症、(49) 発しんチフス、(50) ボツリヌス症、(51) マラリア、(52) 野兔病、(53) ライム病、(54) リッサウイルス感染症、(55) リフトバレー熱、(56) 類鼻疽、(57) レジオネラ症、(58) レプトスピラ症、(59) ロッキー山紅斑熱</p> <p>五類感染症 (全数) (60) アメーバ赤痢、(61) ウイルス性肝炎 (E 型肝炎及び A 型</p>

新

肝炎を除く)、(63)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(64)クリプトスポリジウム症、(65)クロイツフェルト・ヤコブ病、(66)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(67)後天性免疫不全症候群、(68)ジアルジア症、(69)髄膜炎菌性髄膜炎、(70)先天性風しん症候群、(71)梅毒、(72)破傷風、(73)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(74)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(75)風しん、(76)麻しん

新型インフルエンザ等感染症

(103)新型インフルエンザ、(104)再興型インフルエンザ

2 定点把握の対象

五類感染症(定点)

(77)RSウイルス感染症、(78)咽頭結膜熱、(79)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(80)感染性胃腸炎、(81)水痘、(82)手足口病、(83)伝染性紅斑、(84)突発性発しん、(85)百日咳、(86)ヘルパンギーナ、(87)流行性耳下腺炎、(88)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、(89)急性出血性結膜炎、(90)流行性角結膜炎、(91)性器クラミジア感染症、(92)性器ヘルペスウイルス感染症、(93)尖圭コンジローマ、(94)淋菌感染症、(95)クラミジア肺炎(オウム病を除く)、(96)細菌性髄膜炎、(97)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(98)マイコプラズマ肺炎、(99)無菌性髄膜炎、(100)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(101)薬剤耐性アシネトバクター感染症、(102)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(105)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(106)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

3 (略)

旧

肝炎を除く)、(62)急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、(63)クリプトスポリジウム症、(64)クロイツフェルト・ヤコブ病、(65)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(66)後天性免疫不全症候群、(67)ジアルジア症、(68)髄膜炎菌性髄膜炎、(69)先天性風しん症候群、(70)梅毒、(71)破傷風、(72)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(73)バンコマイシン耐性腸球菌感染、(74)風しん、(75)麻しん

新型インフルエンザ等感染症

(102)新型インフルエンザ、(103)再興型インフルエンザ

2 定点把握の対象

五類感染症(定点)

(76)RSウイルス感染症、(77)咽頭結膜熱、(78)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(79)感染性胃腸炎、(80)水痘、(81)手足口病、(82)伝染性紅斑、(83)突発性発しん、(84)百日咳、(85)ヘルパンギーナ、(86)流行性耳下腺炎、(87)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、(88)急性出血性結膜炎、(89)流行性角結膜炎、(90)性器クラミジア感染症、(91)性器ヘルペスウイルス感染症、(92)尖圭コンジローマ、(93)淋菌感染症、(94)クラミジア肺炎(オウム病を除く)、(95)細菌性髄膜炎、(96)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(97)マイコプラズマ肺炎、(98)無菌性髄膜炎、(99)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(100)薬剤耐性アシネトバクター感染症、(101)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(104)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)若しくは(105)発熱及び発しん又は水疱(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

3 (略)

新	旧
<p>第3～第4（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（略）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者（第2の（52）を除く）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第2の（61）、（63）、（65）、（66）、（67）、（69）、（70）、（72）、（73）、（74）、（75）又は（76）の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>（1）（略）</p>	<p>第3～第4（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（略）</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、当該患者（第2の（51）を除く）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>2 全数把握対象の五類感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 保健所</p> <p>① 当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また保健所は、第2の（60）、（62）、（64）、（65）、（66）、（68）、（69）、（71）、（72）、（73）、（74）又は（75）の患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</p> <p>②（略）</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>（1）（略）</p>

新

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(77)から(87)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	3 + (人口 - 7.5万人) / 5万人

- ② 対象感染症のうち、第2の(88)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	3 + (人口 - 12.5万人) / 10万人

旧

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるように考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第2の(76)から(86)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	1
3万人～7.5万人	2
7.5万人～	3 + (人口 - 7.5万人) / 5万人

- ② 対象感染症のうち、第2の(87)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	3 + (人口 - 12.5万人) / 10万人

新

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(89)及び(90)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(91)から(94)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(95)から(102)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

旧

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(88)及び(89)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(90)から(93)に掲げるものについては、産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(94)から(101)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

新	旧
<p>イ 病原体定点            病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(78)、(79)、(80)、(82)、(85)、(86)及び(87)を対象感染症とすること。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(88)を対象感染症とすること。</p> <p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(89)及び(90)を対象感染症とすること。</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(96)及び(99)を対象感染症とすること。</p> <p>3) 調査単位等            ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(97)、(100)、(101)及び(102)に関する患者情報を除く)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(97)、(100)、(101)及び(102)に関する患者情報のみ)により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>イ 病原体定点            病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(77)、(78)、(79)、(81)、(84)、(85)及び(86)を対象感染症とすること。</p> <p>③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(87)を対象感染症とすること。</p> <p>④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(88)及び(89)を対象感染症とすること。</p> <p>⑤ アの⑤により選定された患者定点は、全て基幹病原体定点として、第2の(95)及び(98)を対象感染症とすること。</p> <p>(3) 調査単位等            ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤(第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報を除く)により選定された患者定点に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位として、(2)のアの④及び⑤(第2の(96)、(99)、(100)及び(101)に関する患者情報のみ)た患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

新

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症  
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるように考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(105)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(106)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

(3) (略)

旧

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症  
(1) (略)

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるように考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(104)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(105)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3(2)ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

(3) (略)



新	旧
<p>5～6（略）</p> <p>第6（略）</p> <p>第7 実施時期  この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の（2）の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。</p>	<p>5～6（略）</p> <p>第6（略）</p> <p>第7 実施時期  この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の（2）の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。</p>

政令第三十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第五項第十一号及び第二十二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三十二号を第三十三号とし、第九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）

第二条第九号中「フレボウイルス属」の下に「SFTSウイルス及び」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（四類感染症）</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SF TSウイルスであるものに限る。）</p> <p>十～三十三 （略）</p> <p>（三種病原体等）</p> <p>第二条 法第六条第二十二項第四号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八</p> <p>九 フレボウイルス属SF TSウイルス及びリフトバレーフイ バーウイルス（別名リフトバレー熱ウイルス）</p> <p>十・十一 （略）</p>	<p>（四類感染症）</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九～三十二 （略）</p> <p>（三種病原体等）</p> <p>第二条 法第六条第二十二項第四号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 フレボウイルス属リフトバレーフイ バーウイルス（別名リ フトバレー熱ウイルス）</p> <p>十・十一 （略）</p>